

【8】宮崎大学教育学部コース、専攻及び専修変更に関する申合せ

教授会決定

平成28年3月20日

改正 令和6年4月1日

(趣旨)

- 1 コース、専攻及び専修（以下「専修」という。）変更の出願資格に関する補足及び課程等変更が許可された学生（以下「コース等変更生」という。）の受入年次、特定の科目の履修等について必要な事項を申し合わせる。ただし、年次の定義は「宮崎大学教育学部転学部に関する選考内規」第9条による。

(出願資格に関する補足)

- 2 学校推薦型選抜、総合型選抜、編入学及び転入学による本学部の学生に対するコース等変更の出願資格は「宮崎大学教育学部コース、専攻及び専修変更に関する選考内規」第4条第1項によるが、小中一貫教育コース小学校主免専攻の学生は専修変更を志願することができる。

(基本方針)

- 3 コース等変更生の所属・受講条件（カリキュラム）等については当該学生が入学時に受け取った学生便覧に基づく。

(受入年次)

- 4 (1) コース等変更生が属することになるコース等に属する教員はコース等変更生が最短期間で卒業が可能となるように既定の授業時間割の下で授業計画を作成し、この授業計画に基づき、「宮崎大学教育学部コース、主専攻及び専修変更に関する選考内規」のもとで教務委員会はコース等変更生の受入年次を決定し、教授会の承認を得るものとする。ただし、隔年開講等の授業科目については5の(4)による。受入年次が第4年次となるのは4の(2)の要件を満たす場合に限る。
(2) コース等変更生について、コース等変更志願時に第3年次以上の学生であって、変更後の卒業所要要件を満たすために修得すべき単位数（教育実習関係の科目及び卒業論文を除く）が16単位以下と見込まれるとき、第4年次に受け入れることができる。

(受講科目)

- 5 (1) 介護体験の証明書を得ているコース等変更生は、定められた手続きののち「介護体験」の単位を認定する。
(2) コース等変更生がコース等変更出願前に履修していた教育実習の各段階の内容（学校種別及び教科、以下「教育実習の内容」という。）と、変更後のコースにおける教育実習の内容が同一である場合、コース等変更前の既履修分から継続して次の段階の教育実習に進むことを認める。この場合、各段階の履修年次はコース等変更後の該当年次とするが、コース等変更前に実習Ⅱの単位を既に修得している場合には、受入年次に関わらず実習Ⅲの履修を認める。また、発達支援教育コースに受け入れた場合には、宮崎大学教育学部教育実習履修内規第3条の履修順序に関する規定を、既履修分に関しては適用しない。
コース等変更前後で教育実習の内容に相違がある場合は、実習Ⅰより改めて履修するものとし、コース等変更後の受入年次は原則として第2年次とする。ただし、既に修得した教育実習の単位については、教務委員会の議を経て、教授会においてその取り扱いを決定する。

附則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附則

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。